

## 四万十市農業用機械物価高騰対策支援事業費補助金（Q&A）（令和8年4月20日時点）

Q： これから認定農業者の認定を受けると、この補助金の対象者となれるか？

A： 令和8年1月1日時点で認定農業者（認定新規就農者を含む。）である方を対象とします。

Q： 設置費用がかかる機械・装置の場合、設置費用は補助対象としてよいか？

A： 機械・装置の運転のため、設置（据え付け）作業が必要なときは、作業に要する費用を補助対象とすることができます。

Q： 中古の機械は対象となるか？

A： 新品のみを対象とします

Q： 同じ仕様の農業用機械を他のメーカーが生産していないため、2者から見積書を聴取できないときの対応はどうすればよいか？

A： 別のメーカーの農業用機械で主たる規格や性能が同等のものを指定していただき、見積書を聴取してください。

Q： 見積書は、同じ事業者（販売会社）の異なる支店から徴取したものを添付することができるか？

A： 異なる事業者（販売会社）2者以上から徴取してください。

Q： 発注済みの場合は対象となるか？

A： 交付決定を受けて発注していただく順序のため、対象となりません。

Q： 予算額以上に申請があったときの対応は？

A： 添付資料を含めて不足なく申請書類が作成され、農林水産課または産業建設課で受け付けた順で補助金の交付決定を行います。

なお、申請書が作成されていても、添付書類に不足があるときは、受け付けることはできません。

Q： 補助事業を令和9年3月中に完了させる必要があるか？

A： 令和9年3月中に補助事業が完了しなければ、補助金のお支払いができなくなりますので、補助金申請書の特記事項でも確認をお願いしています。

なお、市の補助金検査も3月中に実施する必要があるため、3月15日までの納品をお願いします。

Q： 補助金の概算払いは可能か？

A： 概算払いは可能です。

Q： 市税等の滞納の有無は、いつの時点で判定されるのか？

A： 申請日時点における市税等の滞納の有無を確認します。事前を取得された課税証明書に滞納なしとあっても、申請日時点での滞納が確認された場合は、滞納分のお支払い後の受付となります。

Q： 運搬車は対象になるか？

A： ほ場内で使用する運搬車は対象としますが、公道を走行できる貨物自動車は対象外としています。

Q： 消費税課税事業者のときの補助金の計算方法は？

A： 消費税課税事業者の場合は、税抜価格を2分の1して求められる額（上限 100 万円）が補助金額となります。なお、補助対象経費の基準額は、税込価格で判断します。

Q： 小型バックホウは対象になるか？

A： 小型バックホウは対象となりません。

Q： トラクターのアタッチメント（畦塗り機、フレールモア、フロントローダー等）は対象になるか？

A： トラクターに取り付けるアタッチメントは対象とします。